

福王弘光帝の淑女選抜について (3)

滝野 邦雄

(1) 皇太后鄒氏の南京到着と淑女選考③

本稿(1)の83頁～84頁で触れたことであるが、崇禎十七年八月十七日、皇太后鄒氏の住居を準備するために、西宮¹⁾の改築の指示が出される。

[崇禎十七年八月壬申(十七日)], 西宮を修むを命ず。

皇太后に奉^{ささ}(進献)げて之に居らしめんことを擬^{はか}ればなり(『南渡録』卷之二・「崇禎十七年八月壬申(十七日)」条)。

([崇禎十七年八月壬申(十七日)])に西宮を改修することを命じた: 皇太后鄒氏に献上して、そこに住んでいただきたいと考えたからである)

『弘光實錄鈔』も、

[崇禎十七年八月] 壬申(十七日), 西宮を營建し以て太后[皇太后鄒氏]に奉^{ささ}ぐ(『弘光實錄鈔』卷二・「崇禎十七年八月壬申(十七日)」条)。

([崇禎十七年八月] 壬申(十七日)に西宮を造営して皇太后鄒氏に献上した)

と記す。

『南疆逸史』は、この指示を八月十八日に掛ける。

[崇禎十七年八月] 癸酉(十八日), 西宮西園の第一所を修めて皇太后の宮と爲すを命ず

1) 「西宮」は、『春秋』僖公二十年に「五月乙巳、西宮災(五月乙巳、西宮災あり)」を出典とする名称である。『春秋公羊傳』は、

「五月乙巳、西宮災あり」。西宮とは何ぞ。小寢なり……(『春秋公羊傳』僖公二十年・「五月乙巳、西宮災」)。

とあり、何休は、

西宮とは、小寢内の室なり……(『春秋公羊傳』僖公二十年・「五月乙巳、西宮災」何休注)。

と注する。

また、杜預は、『春秋左氏傳』僖公二十年「五月乙巳、西宮災」条に、

西宮は、公の別宮なり……(『春秋左氏傳』僖公二十年「五月乙巳、西宮災」条)。

と注している。

この出典をふまえて、歴代王朝の宮殿には「西宮」が置かれた。明朝の南京の「西宮」については、『湧幢小品』に、

南京の宮殿 吳元年(一三六七)に作る……而して西宮は則ち上(太祖洪武帝)の燕居(退庁してくつろぐ)の所なり……(『湧幢小品』卷之四・「宮殿」)。

とある。南京の宮殿内に設けられた「西宮」は、太祖洪武帝がくつろぐ場所として用意されたものだったようである。

（『南疆逸史』巻一・紀略第一・安宗／『聖安皇帝本紀』巻上・「崇禎十七年八月癸酉（十八日）」条も同文）。

（崇禎十七年八月十八日、西宮西園の第一所（最もいい建物）を改修して皇太后鄒氏の宮とするように命じた）

また、『國権』は、八月十九日に掛ける。

〔崇禎十七年八月〕甲戌（十九日）、西宮園を修めて、皇太后〔鄒氏〕を居らしめんとす（『國権』巻一百二・「崇禎十七年八月甲戌（十九日）」条・六一四〇頁）。

（八月十九日、西宮園を改修して、皇太后鄒氏に住んでいただきたいとした）

『明季甲乙兩年彙略』も八月十九日に掛ける。

〔崇禎十七年八月〕甲戌（十九日）、工部に諭す、「行宮 湫隘（手狭）なれば、亟かに西宮の園を修めよ。〔そして〕、刻期（期限を限定）して告成（完成）し、以て皇太后〔鄒氏〕を居らしめよ」と（『明季甲乙兩年彙略』第二巻・「崇禎十七年八月甲戌（十九日）」条・十四葉）。

（崇禎十七年八月甲戌（十九日）、工部に「行宮は手狭であるので、速やかに西宮の園を改修せよ。そして、期限を限って完成させ、皇太后鄒氏に住んでいただくようにせよ」と指示が出された）

『甲乙事案』は、日付をはっきり示さず、皇太后鄒氏が南京に到着した八月十三日の記事に並べて、つぎのように記している。

工部に諭す、「行宮 湫隘（手狭）なれば、亟かに西宮を修めよ。〔そして〕、刻期（期限を限定）して告成（完成）させ、以て太后（皇太后鄒氏）を居らしめよ」と（『甲乙事案』巻上・「崇禎十七年八月戊辰（十三日）、太后至自河南」条）。

（工部に「行宮は手狭であるので、速やかに西宮を改修せよ。そして、期限を限って完成させ、皇太后鄒氏に住んでいただくようにせよ」と指示が出された）

『明季南略』などによれば、この改修工事は、十一月四日に完了して、「慈禧殿」という名前を賜ったという。

〔崇禎十七年十一月〕初四戊子、西宮の舊園 落成し、名を「慈禧殿」と賜う（『明季南略』巻之二・「十一月甲乙總略」条：『明季甲乙兩年彙略』第二巻・「崇禎十七年十一月戊子（四月）」条・二十七葉も同じ）。

（崇禎十七年十一月四日に、西宮の舊園の〔改修〕工事が完成し、「慈禧殿」という名前を賜った）

『南疆逸史』は、

〔崇禎十七年〕十一月戊子（四日）、西宮 成り、名を「慈禧殿」と賜う（『南疆逸史』巻一・紀略第一・安宗：『聖安皇帝本紀』巻上・「崇禎十七年十一月戊子（四日）」条も同文）。（崇禎十七年十一月四日に、西宮の〔改修工事が〕完成し、「慈禧殿」という名前を賜った）

とする。『國権』は、

慈禧殿 成る。西宮の舊園なり（『國権』 卷一百三・「崇禎十七年十一月戊子（四日）」条・六一六〇頁）。

（慈禧殿が完成した。もとの西宮の庭園である）

とのみ記す。

なお、『南渡録』に、

〔崇禎十七年十月〕辛巳（二十七日）、西宮を改めて興寧宮と爲す（『南渡録』 卷之三・「崇禎十七年十月辛巳（二十七日）」条）。

（崇禎十七年十月二十七日、西宮の名称を改めて興寧宮とした）

とあり、また、

〔崇禎十七年十一月〕戊子（四日）、西〔宮〕の花園殿を以て慈禧殿と爲す（『南渡録』 卷之四・「崇禎十七年十一月戊子（四日）」条）。

（崇禎十七年十一月四日、西宮の花園殿を慈禧殿とした）

という。

こうしたことからすると、まず十月二十七日に「西宮」の名称を「興寧宮」と改め、十一月四日に皇太后鄒氏の「西宮（興寧宮）」内の「花園殿」を「慈禧殿」としたと考えられる。そのため、『罪惟録』では、

〔崇禎十七年〕冬十月、興寧宮を修めて、慈禧殿を建つ（『罪惟録』 附紀卷之十八・安宗簡皇帝）。

（崇禎十七年十月、興寧宮を改修して、慈禧殿を建てた）

と記されているのではないだろうか。

なお、『國権』の「弘光元年三月甲申朔日」条に、偽太子の処遇についての馬士英の上奏文が引用され、そこにつぎのような箇所がある。

・・・〔偽太子が〕、如し其れ眞なれば、興寧宮の後の慈禧殿の旁に于いて之を居かん。一切の典禮は、従容と再び議せん・・・（『國権』 卷一百四・「弘光元年三月甲申朔日」条・六一九〇頁）。

（偽太子が、ホンモノであったならば、興寧宮の後の慈禧殿のそばに居ていただくことにする。取り扱いについてのすべての儀礼は、ゆっくりと議論したい）

すると、興寧宮の後に慈禧殿が建てられていたと考えられる。

また、『罪惟録』には、興寧宮を改修して慈禧殿を建築するために、長江の神木数千本が用いられたという。

崇禎十七年、安宗（福王弘光帝）南京に嗣立し、興寧宮を修め、慈禧殿を建つ。江中沙地の神木数千もて葺建に用う（『罪惟録』 志卷之二十八・將作志）。

（崇禎十七年、安宗（福王弘光帝）は南京に帝位を継承した。興寧宮を改修し、慈禧殿を建

てた。[そのために] 江中の沙地の神木（神秘的な樹木）数千本を改修建築に用いた）さらに、『罪惟録』によると、建設費用を捻出するために、様々な徴収を行なったという。[崇禎十七年] 冬十月、興寧宮を修めて、慈禧殿を建つ。國用乏し。[そのために]、[江蘇丹陽の] 練湖を佃（開墾）し、洋船に税し、瓜[洲]（江蘇江都縣）・儀[眞]（江蘇儀徵縣）（儀眞批驗所はもともと瓜洲に置かれた）に掣鹽（塩場より搬出する商塩の重量検査をする）し、蘆州（江蘇寶應縣東）に升課（賦税を徴収する）す。甚だしきは榷酤（酒・麴の専売）の升ごとに一文に至る（『罪惟録』附紀卷之十八・安宗簡皇帝）。

（崇禎十七年十月、興寧宮を改修して、慈禧殿を建設した。財政が欠乏していたので、[江蘇丹陽の] 練湖を佃（開墾）し、洋船（海上を航行する大船）に税をかけ、瓜洲・儀眞の塩場の商塩の重量検査を[厳しく]行ない、蘆州（江蘇寶應縣東）で徴税するどころか、さらには榷酤（酒・麴の専売）で升ごとに錢一文を[徴収]するに至った）

『明季南略』は、この宮殿の建設だけでなく、福王弘光帝が節約しなかったために、財政が欠乏し、様々な徴収を行なったと伝える。そして、その原因を馬士英や劉孔昭などが国政を混乱させたからだとする。

時に上（福王弘光帝）禁中に深居し、惟だ幼女^{あま}を漁り、火酒（焼酒）を飲み、伶官^{あつ}を雑め、演戲さすを楽しみと爲す。興寧宮を修めて、慈禧殿を建つ。大工（宮殿改修工事）繁費（費用がかさむ）にして、宴賞（宴席での賞与・褒美）皆な以て節（儉約）せず、國用（国家の経費）匱乏（欠乏）す。因りて[江蘇丹陽の] 練湖を佃（開墾）し、洋船（海上航行する大船）を放ち（放洋船：『罪惟録』は「税洋船」に作る）、瓜[洲]（江蘇江都縣）・儀[眞]（江蘇儀徵縣）（儀眞批驗所はもともと瓜洲に置かれた）の制鹽（塩場より搬出する商塩の重量検査をする）し、蘆州（江蘇寶應縣東）の升課（賦税を徴収する）し、甚だしきは酒を沽るの家は毎斤ごとに錢一文を定むに至る。利の在る所、搜括（様々な方法で財物を奪う）し殆ど盡く。蓋し馬士英 當國たりて、劉孔昭と^{なら}びに、國是（国家の大事）を濁亂（混乱）すればなり。[この時]、内は則ち韓[贊周]・盧[九德]・張[執中]・田[成]あり、外は則ち張[捷]・李[沾]・楊[維垣]・阮[大鍼]ありて、一唱（声を上げて）に羣和す。兼ねて東平（劉澤清）・興平（高傑）遙かに内權を制し、忻城（趙之龍）・撫寧（朱國弼）吏事（政事）を侵撓（かき乱す）する有り。邊警日々逼りて主（福王弘光帝）知らず、小人 時に乗じて射利（利益をむさぼる）し、識者 已に旦夕に堪えざるを知る（『明季南略』卷之三・「朝政濁亂昏淫」条）。

（この時、上（福王弘光帝）は宮中の奥にいて、ただ幼女をむさぼり求め、焼酎を飲み伶官（宮中の役者）を集めて演劇を行なうのを楽しみとしていた。そして、興寧宮を改修して、慈禧殿を建設した。この大工（宮殿改修工事）は膨大な費用がかさみ、宴賞（宴席での賞与・褒美）も節約せず、国費は欠乏した。そこで、江蘇丹陽の練湖を佃（開墾）したり、大型船を出したり、瓜洲・儀眞批驗所での商塩の重量検査を[厳しく]行なったり、蘆州

(江蘇寶應縣東)で徴税するだけでなく、さらには酒を販売する家に一斤ごとに一文を徴収するに至った。利潤があるところからは取れるだけ取り、すべてし尽くしたのである。おそらく馬士英が権力を握り、劉孔昭と一緒に国家の大事を混乱させたからであろう。この時、後宮には韓贊周・盧九德・張執中・田成がいて、外廷には張捷・李沾・楊維垣・阮大鍼がおり、並んで唱和した。そのうえ、東平(劉澤清)・興平(高傑)が遠くから宮廷を動かし、[勲臣の家系の]忻城(趙之龍)・撫寧(朱國弼)が政務に口出しした。戦線では日々相手が迫ってきているのに、主(福王弘光帝)は理解しておらず、小人はこの時に乗じて手段を選ばずに利益をむさぼった。識者は[国運が]すでに旦夕までも持たないことが分かっていた)

ちなみに、清の乾隆帝は、慈禧殿の建設について、つぎのような批評を加えている。

宋の紹興の廟社を立てるの議は、且に其の恢復を以て心と爲さざるを譏らんとす。然れども猶お専ら宮室^{ため}の爲に安計を求めざるなり。福王(福王弘光帝)は、江左に偷安(一時の安楽をむさぼる)す。側席(謙虚でうやうやしく賢者を遇する)して憂勤(政務を憂慮して執り行なう)すと雖も、尙お民心を固くし士氣を激(鼓舞)する能わざるを恐れんとす。乃ち疆場(戰場)日蹙(日に日に緊迫する)に當りて、汲汲(あわただしい)として宮殿を繕い(修理する)、寶器を贖うを以て務めと爲す。[これは]巢幕(幕の上に巢を作るように非常に危険なこと：『左傳』襄公二十九年)の謀と何ぞ異ならんや。況んや爾の時、府庫充たず、動もすれば搜括(課税対象を探し出して、漏れなく課税する)を需め、之を以て軍に給し壘を増すをや。且つ(そもそも)剗肉醫瘡(有害な手段で目先の危機を救い、後々のことを考慮しない)するを免れず。何ぞ況んや賞賜の濫膺するは、擁立の冒功(功績をほこる)の輩に非ざれば、即ち斜封(正式の任用でない官員)・干進(職を求める)の徒なり。銖(ささいな利益)を取るに泥沙(わずかばかりの地位)を用うるをや。叔寶(南朝陳の後主。諱は叔寶、字は元秀、小字は黃奴)も眞に全く心肝無き者なり^①(『御批歷代通鑑輯覽』卷一百十六・二十七葉・「明南京修興寧宮慈禧殿」条の批文)。

①『南史』卷十・陳本紀下第十・「後主」に「隋文帝曰、叔寶全無心肝(隋の文帝 曰く、叔寶 全く心肝無きなり、と)」。

(南宋の時、紹興に廟社を立てるかどうかの議論について[本書(『御批歷代通鑑輯覽』)に]記したのは、その[金によって奪われた地域の]奪還を信条としないことを非難しようとしたからである。しかし、このことは王室自身が安楽を求める思いからではなかった。ところが福王弘光帝は江南で一時の安楽をむさぼっていた。[福王弘光帝は]、うやうやしく賢者を待ち、政務に奔走しても、まだ民心を強固にして士氣を高めることができないことを心配すべきであった。なのに戦線は日増しに緊迫する時にあたって、いそいそと宮殿を修理し、寶器(王位を象徴する器物)を取りそろえることに励んだ。これは、幕の上に巢を作るような非常に危険な企てと異なるものではない。ましてこの時、国庫は充分ではな

く、どうかするといつも搜括（課税対象を探し出して、漏れなく課税する）を求めて、それでもって軍に配給し堡壘を増やそうとするのである。そもそもこれは一時しのぎにすぎない。ましてや、賞与をほしいままに受け取ったのは、福王弘光帝を擁立した功績をほこった輩でなければ、仮の官員や役職を求めた者たちであった。[つまりは]、些細な利益を得るために、泥や砂のような者を用いたのである。[暗君の典型とされる]南陳の後主の陳叔寶ですら[福王弘光帝に対しては]まったく気概がないというであろう)

清の乾隆帝も、興寧宮・慈禧殿の修築にかこつけて、福王弘光帝の治世批判を行なっている。そして、福王弘光帝は、暗君の典型とされる南陳の後主の陳叔寶にも及ばないという。

十一月十二日に戸部に皇后用の禮冠に三萬金、常冠²⁾に一萬金を費やして作成するように指示があった。

[崇禎十七年十一月丙申(十二日)], 戸部に中宮の禮冠に三萬金、常冠に萬金を命ず(『國權』卷一百三・「崇禎十七年十一月丙申(十二日)」条・六一六二頁)。

- 2) 萬曆『大明會典』によると、皇后の禮冠は、洪武三年(一三七〇)に定められた後、永樂三年(一四〇五)に変更が加えられたという。

洪武三年(一三七〇)に[以下のように]定む。冠は圓匡(前方部が額に沿って円形で後方が方形)と為し、冒^{おほ}うに翡翠を以てし、上に飾るに九龍四鳳・大花十二樹を以てし、小花は大花の数の如くし、兩つの博鬢(冠の両端に付した羽状のもの)を十二鈿(十二段)とす……永樂三年(一四〇五)に[以下のように]定む。九龍四鳳の冠にして、漆竹絲もて圓匡と為し、冒^{おほ}うに翡翠を以てし、上に翠龍(カワセミの羽で作った龍)九・金鳳(金製の鳳凰をかたどったアクセサリ)四つを飾り、正中(真ん中)の一龍は大珠一を銜え、上は翠蓋(カワセミの羽で作った覆い)有り、下は珠結を垂らす。餘は皆な口に珠滴(円形の玉)を銜え、珠翠雲四十片、大珠花十二樹、皆な牡丹花・每樹花二朵・蓋頭二箇・翠花九葉 小珠花は大珠花の数の如くし、皆な穠花・飄枝、每枝の花は一朶、丰開一朶・翠葉□葉 三つの博鬢(冠の両端に付した羽状のもの)三段 左右共六扇、飾るに金龍翠雲を以てし、皆な珠滴を垂らす、翠の口圈(円形のもの)一副、上に珠寶鈿花十二を飾る。翠鈿は其の数の如くす。托裏(裏地)は金の口圈(円形のもの)一副、珠翠の面花五事、珠排環一對、早羅額子一、貓金龍文にして珠二十一顆を用う……(萬曆『大明會典』卷之六十・禮部十八・冠服一・皇后冠服・「禮服」・三十二葉~三十三葉)。

常冠についても、洪武三年(一三七〇)に定められ、洪武四年(一三七一)に変更された後、永樂三年(一四〇五)にもまた変更が加えられたという。

洪武三年(一三七〇)に[以下のように]定む。雙鳳翊龍の冠。首に釧鐲を飾り、金玉・珠寶・翡翠は隨用す。諸色の團衫、金繡の龍鳳文、帯は金玉を用う○[洪武]四年(一三七一)に[以下のように]定む。龍鳳珠翠の冠、真紅の大袖衣、霞帔、紅羅の長裙(長いスカート)、紅の褙子(上着)なり。冠制は特髻の如くし、上に龍鳳の飾を加え、衣は織金の龍鳳文を用い、繡飾を加う。永樂三年(一四〇五)に[以下のように]定む。雙鳳翊龍の冠。早穀(クレープ)を以て之を為す。附するに翠博山を以てし、上に金龍一、[それを]翊(際立たせる)するに二珠を飾る。翠鳳は皆な口に珠滴を銜え、前後は珠の牡丹花二朵、蓋頭八箇、翠葉三十六葉、珠翠の穠花の鬢二朵、珠翠雲二十一片、翠の口圈一副、金寶鈿花九、上に珠九顆、金鳳一對を飾り、口に珠結を銜う。三つの博鬢は 左右共六扇 飾るに鸞鳳・金寶鈿二十四を以てし、邊に珠滴・金簪一對、珊瑚鳳冠髻一副を垂らす……(萬曆『大明會典』卷之六十・禮部十八・冠服一・皇后禮服・「常服」・三十七葉)。

ここからすると、ここで言及される皇后用の禮冠と常冠は、永樂三年(一四〇五)に変更された形式のものであると考えられる。

(崇禎十七年十一月十二日、戸部に中宮用の禮冠の準備金として三萬金、常冠の準備金として一萬金をかけるように命ぜられた)

この禮冠・常冠の金額は、減額されたものだという。『甲乙事案』につぎのようにいう。

中宮の禮冠を三萬兩・嘗(常)冠を一萬兩に限り、戸部に下して措辦(調達)さす(『甲乙事案』卷上・「崇禎十七年十一月丙申(十二日)」条)。

(中宮用の禮冠の準備金は三萬金、常冠の準備金は一萬金までとして、戸部に命令して調達させた)

『南渡録』では、もともとの皇后用の冠の申請費用は莫大なものであり、工部と戸部とが減額を求めた結果、禮冠の價を三萬に常冠の價を一萬にすることに落ち着いた、と伝える。

中宮の禮冠の價を三萬・常冠の價を一萬と定む。

時に内臣 價三十萬を需め、戸・工部及び應天府を責め、催請 甚だ急なり。工部戸部と合わせて言う、「今 何時ぞや。金甌(国土) 半ば缺け、民力 已に枯る。今、天下の兵馬(軍事費)・錢糧(租税) 通盤(洗いざらい)に打算(計算)するに、缺額 二百二十五萬有奇に至る。戸部の見存する庫銀は止だ一千有零なるのみ。乞う監臣に勅して、加意(特別に注意する)節省(節約)せんことを」と。疏奏ありて、乃ち定減す(『南渡録』卷之四・「崇禎十七年十一月丙申(十二日)」条)。

(皇后の禮冠の価格を三萬・常冠の価格を一萬とした：この時、費用として内官は三十萬を請求し、工部と戸部と應天府を詰問し、厳しく催促した。工部と戸部とは、「今はどうした時期でしょうか。国土の半分は失われ、民間の活力はもう絶え絶えになっています。天下の兵馬(軍事費)・錢糧(租税)を洗いざらい計算すると、二百二十五萬あまりも不足しています。なのに戸部にある銀はただ一千ほどです。そこで、内官に特に心がけて節約してもらうように指示を出していただくようお願いします」と申し上げた。この奏上があって、減額されることになった)

鄒漪の『啓禎野乘二集』(康熙十八年自序)によれば、減額の上奏は、工部右侍郎の高倬(本稿(1)注8(『經濟理論』413号・82頁)参照)が行なったとする。

弘光(福王弘光帝) 立ち、[高倬は]工部右侍郎に督^すむ。時に大婚 繁費(費用が非常にかさむ)にして、國用(國家經費) 匱乏(欠乏)す。中宮の禮冠の價三萬兩・常冠の價一萬兩を定め、内監 銀を需めての催取(催促)すること甚だ急なり。公(高倬) 點金(石を黄金に変える)の術^{てだて}無きを苦しむ。[そこで] 疏言するに「今 何時ぞや。金甌(国土) 半ば缺け、民力 已に枯る。今、天下の兵馬(軍事費)・錢糧(租税) 通盤(洗いざらい)に打算(計算)するに、缺額 二百二十五萬有奇に至る。戸部の見存する庫銀は止だ一千有零なるのみ。乞う監臣に勅して、意を加えて(特に注意する)節省(節約)せんことを」と(『啓禎野乘二集』卷五・「高尚書傳」・十七葉)。

(福王弘光帝が即位して、高倬は工部右侍郎に昇進した。この時、皇后を迎えるための費用

が非常にかさみ、国庫が欠乏することになった。そして、皇后の禮冠の価格を三萬・常冠の価格を一萬と定め、内官が費用を厳しく催促した。公（高俣）は點金（石を黄金に変える）の術^{てだて}がないことに困り、「今はどうした時期でしょうか。国土の半分は失われ、民間の活力はもう絶え絶えになっています。いま、天下の兵馬（軍事費）・錢糧（租税）を洗いざらい計算すると、二百二十五萬あまりも不足しています。なのに戸部にある銀はただ一千ほどです。そこで、内官に特に心がけて節約してもらうように指示を出していただくようお願いします」と奏上した）

なお、時期ははっきりしないが、『三垣筆記』は福王弘光帝の婚礼の費用について、つぎのように記す。

婚禮の錢糧は戸・工の二部と京兆（應天府）を合わせるよりし、共に措くに二萬餘に至る。内府（宦官が管理する宮内諸官庁）執言（申し立てる）して足らずとす。禮冠には猫睛（猫目石）・祖母碌（エメラルド）、又た重さ二錢の珠及び重さ一錢五分なる者を數百粒、又た一錢及び五分の珠 千粒を需む。監臣（宦官）・商人の估價（価格）數十萬なり。司空（工部）・工垣（工科給事中）之を言いて俱に不允（認める所とならず）。後、司徒（戸部）司空（工部）・京兆（應天府）の公（長官）を合わせて疏して、「會計するに目前の入る所は止だ六百二十萬なり。養軍の出ずる所は七百餘萬に至る。通計するに毎年の正項より一百五十萬を缺く。乞いて冠の價を減定せんことを上つる」と。旨を得て、定めて三萬と爲す。減ずる所は、畜だ十の九ならず（『三垣筆記』下・弘光）。

（福王弘光帝の婚礼の費用は、戸部・工部・京兆尹の役所から捻出されたものを合わせて二萬あまりになった。内府（宦官が管理する宮内諸官庁）は足りないとしり立て、禮冠に猫睛（猫目石）・祖母碌（エメラルド）や重さ二錢または一錢五分の珠を數百粒や一錢と五分の珠千粒などを要求した。宦官や商人の言うこれらの価格は數十萬であった。司空（工部）・工垣（工科給事中）はこのことを申し出て、ともに認めなかった。後に司徒（戸部）は、司空（工部）・京兆（應天府）の大臣たちと「計算しますと、現在の歳入はただ六百二十萬です。そして、軍事にかかる費用は七百萬あまりになっています。すべての費用を総計しますと、毎年の歳入から百五十萬不足しています。ですから、冠の製作費用を削減していただくように申し上げます」と奏上した。指示を得て、三萬とした。しかしこれでは、一割の削減にもなっていなかった）

そして、十一月二十三日の本来であれば郊祀を挙げる冬至の日に福王弘光帝は、朝賀を受けている³⁾。

3) 後の人であるが、徐鼎^ト（字は彝舟、号は亦才。江蘇六合の人。嘉慶十五年（一八一〇）～同治元年（一八六二）。道光二十五年乙巳恩科（一八四五）三甲六十六名の進士）は、『小腆紀年増攷』（咸豐十一年〔一八六一〕に成る）において、つぎのようなコメントを記している。

徐廩 曰く、甚だしきかな亡國の君の天道を侮慢（軽んじて侮辱する）するや。前月丙子（崇禎十七年十月丙子（二十二日））に〔郊祀を行なうことを〕命じて來年の正月を以てすとす。〔なのに〕何ぞ三旬にして又た改めるや。此れ其の侮慢・不敬の心もて、之を人に施すも猶お不可なり。況んや天をや。吁、是れ所謂ゆる「自から天に絶つ^①」なり（『小腆紀年増攷』卷第八・「順治元年（崇禎十七年）十二月辛巳（二十七日）、明罷南郊、改於明年冬至」条）。

①『書經』泰誓下に「今商王受、狎侮五常，荒怠弗敬，自絶于天，結怨于民（今商王受（殷紂王）、五常を狎侮し、荒怠して敬せず、自から天に絶ち、怨を民に結ぶ）」。

（徐廩が言う。ひどいものだ、亡國の君主が天道を軽んじて侮辱することは。二カ月前の崇禎十七年十月丙子（二十二日）に、郊祀を來年の正月に行なうことを命じながら、どうして三カ月してまた変更するのであろうか。そもそもそうした敬意を示さず礼儀を失する気持ちを人々にゆきわたらせるだけでも許されないことである。ましてや天に対してである。ああ、これが所謂ゆる「自分から天命と縁を切る」ものである）

郊祀の挙行を引き延ばしていったことに対する批判である。もちろん、「亡國の君」としていることからすると、福王弘光帝への非難であろう。これは後世の人の立場からのものである。ただ、当時の福王弘光帝を快く思わなかった人たちは、郊祀の挙行を引き延ばしたと福王弘光帝とを結びつけての批判は行っていない。

そもそも、「天」・「地」を祀る郊祀は、天子が行なう重要な儀式として、歴代王朝で挙行された。明朝においても行なわれたが、太祖洪武帝は最初に夏至と冬至の日に別々に行なう分祀を行なった。そして、後に正月最初の辛日に一緒に行なう合祀に変更した。世宗嘉靖帝の時に、また分祀を行なうことになる。こうして、福王弘光帝の時になって、改めてどのように祭祀を行なうのが議論された。

なお、漢朝から明朝に至るまでの郊祀の合祀と分祀との変遷について、清の徐乾學（字は原一、号は健庵・玉峰先生。蘇州長洲の人。明・崇禎五年（一六三二）～清・康熙三十三年（一六九四）。康熙九年庚戌科（一六七〇）一甲三名（探花）の進士）は、つぎのようにおおまかに説明する。

「天」・「地」の合祭は、漢の元始（一年～五年）中に始まる。其の後、東漢の建武（二五年～五六年）・唐の天寶（七四二年～七五六年）・宋の建隆（九六〇年～九六三年）より熙寧（一〇六八年～一〇七七年）に迄るまで及び〔明の〕嘉靖（一五二二年～一五六六年）の初年は、皆な之に因る。而して宋の元豐（一〇七八年～一〇八五年）に始めて分祭を議するや、局を置きて議定し、而して後に行なわる。然れども冬至に親祀し、夏至は但だ官を遣りて禮を行なう。則ち地祇は反って親祀の典に與からざるなり。故に元祐七年（一〇九二）に復た南郊に於いて皇地祇の位を設けるを議す。〔元祐〕八年（一〇九三）に至り、蘇軾「昊天有成命」（『詩經』頌・周頌・「昊天有成命」）を引きて合祭の明文と爲し、六議を發して以て難しとす（『蘇軾文集』卷三十五・「上圓丘合祭六議劄子」）。群臣 時に於いて分祭を主とする者は四十人なり。合祭を主とする者は殆ど□（一字空格）人なり。紹聖三年（一〇九六）、遂に合祭を罷め、夏至を以て北郊に親祀すと詔す。而れども卒に未だ行なわれざるなり。明の洪武（一三六八年～一三九八年）に改めて合祭を用う。嘉靖（一五二二年～一五六六年）中、給事の夏言の言を以て南北の壇を分建す。然れども一祀の後、南郊を并す。亦た未だ嘗て親祭せず。此れ古より郊祀の分・合の大凡なり……（『憺園文集』卷第十四・議下・「郊祀分合議」・八葉）。

（「天」・「地」を合わせて祀る郊祀は、漢の元始年間（一年～五年）に始まった。その後、後漢の建武年間（二五年～五六年）・唐の天寶年間（七四二年～七五六年）・宋の建隆年間（九六〇年～九六三年）から熙寧年間（一〇六八年～一〇七七年）の間、それと明の嘉靖帝の初めは、すべてに合祀によって行なわれた。そして、宋の元豐年間（一〇七八年～一〇八五年）に始めて「天」・「地」を別々に祀る分祭が議論され、専門部署を設置して制定した後、分祀が挙行された。しかし、〔分祀といっても〕冬至に皇帝自身が祭祀を行ない、夏至はただ官員を派遣して儀式を行なうだけであった。つまり〔別々に挙行したことで〕「地」の祭祀はかえって皇帝は参加しないことになってしまった。そこで、宋の元祐七年（一〇九二）にまた〔「天」を祭祀する〕南郊で「地」を祭祀する祭壇を設置する（皇地祇の位を設ける）ことが提案された。元祐八年（一〇九三）になって、蘇軾が「昊天有成命」（『詩經』頌・周頌・「昊天有成命」）を持ち出して「天」・「地」を合わせて祀る郊祀の明文（明確な証拠）だとし、六つの議論を提出

し、分祀を非難した。この時、群臣の中で分祀を主張する者は四十人であり、合祀を主張する者はほぼ□（一字空格）人であった。こうして紹聖三年（一〇九六）に合祀を廃止して、夏至にも北郊において皇帝自身が祭祀を行なうと詔が出された。ただ、結局は行なわれなかった。明の洪武（一三六八年～一三九八年）年間に改めて合祀を行なうことになった。明の嘉靖（一五二二年～一五六六年）年間に給事の夏言の提案を受けて、分祀のための南・北の壇をそれぞれ建設した。しかし、一度だけ分祀が挙行されてからは、[北郊の祭祀に] 南郊の祭祀を併せて行なった。また[南郊の祭祀では] 皇帝自身は祭祀を執り行なわなかった。これが、これまでの郊祀の分祀・合祀のあらましである

では、福王弘光帝が即位してからの分祀・合祀についてどのような議論が行なわれたのだろうか。

まず、福王弘光帝の即位後はじめての夏至を迎えるにあたって、南京太常寺卿の何應瑞が、夏至の地祀について考慮してほしいと提案する。それを受けて、六月十三日に南京禮部右侍郎の顧錫疇が夏至の地祀は冬至の天祀とともに行なうべきだと述べ、冬至に「天」・「地」の祭祀を一緒に行なうことになった。『國権』に つぎのようにいう。

南京太常寺卿の何應瑞^① 言う、「今月十七日の夏至に北郊を祀るは、皆もて裁奪（取捨可否を考えて決定する）するを請う」と。[それをうけて、六月十三日に] 南京禮部右侍郎の顧錫疇^② 言う「夏至には地を祭るも、禮物 未だ備わらず。褻（軽んじる）に冒れるに屬するを恐る、合に冬至の祀天を俟ちて併せて行なうべし」と。之に従う（『國権』 卷一百一・「崇禎十七年五月戊戌（十一日）」 条・六〇九四頁）。

①本稿（1）注7（『経済理論』413号・81頁）参照。

②字は九疇、号は瑞屏。江蘇崑山の人。萬曆四十七年己未科（一六一九）三甲一百二十六名の進士。李清の『三垣筆記』によれば、「……南渡の後、顧宗伯錫疇【萬曆己未[科]の進士】。崑山の人】俱に[祖法では分担させていた儀礼に関する業務を] 一手に握定す。後、各々を職掌に還すと雖も、惟だ諡の擬[定]のみは、詞臣に由らず、諡を請うも亦た閣掲（閣臣が皇帝に提出する親展状）に籍りず、止だ部疏もて題請（奏請）するのみ……」（『三垣筆記』下・弘光）とあり、南渡の直後は、顧錫疇が儀礼に関する業務を一手に引きうけていたようである。

（南京太常寺卿の何應瑞が、「今月十七日の夏至に北郊の祭祀を行なうことについて、取捨可否を議論せよとの旨（福王弘光帝の指示）を出していただくことをお願いします」と言った。[それをうけて、六月十三日に] 南京禮部右侍郎の顧錫疇が、「夏至には地を祭祀するのですが、祭祀の器材がまだ整っておらず、[中途半端な祭祀となり] 軽んじることになってしまうことを恐れます。冬至の祀天の時が来るまで待って一緒に行なうべきです」と言った。そこで、その意見に従った）

この崇禎十七年六月十三日の顧錫疇の提案は、『明季南略』に、つぎのように記されている。

[崇禎十七年六月] 十三己巳……顧錫疇 言う、「大祀 郊社に如くは莫し。[郊祀の] 合祀・分祀は、後先 互いに異なり。但だ禮を今に議すれば、物力告匱（物資が欠乏）し、當に繁を刪りて簡に就き、高皇（太祖洪武帝）の合祀の制を稟げ従うを便と爲すべし」と（『明季南略』 卷之二・「六月甲乙總略」 条）。

（崇禎十七年六月十三日、顧錫疇が「大きな祭祀のなかで郊社ほどのものはありません。[ただ郊祀については]、まとめて行なったり、別々に行なったりしており、時代で異なっています。ただし儀礼について、いま提案させていただくならば、物資が欠乏したなかでは、煩雜なものをさげ簡易なものとし、太祖洪武帝がお定めになったひとつにまとめて祭祀する制度を継承して用いるのがよいのではと思います」と述べた）

『國権』は、もう少し詳しく伝える。

[崇禎十七年六月己巳（十三日）]、南京禮部尚書の顧錫疇 言う、「聖諭に郊祀・時享（宗廟での四時の祭祀）の諸禮、詳開（かきだす）具冊（冊籍にする）せよ、と。臣（顧錫疇） 謂うに祈穀（豊作を願う祭祀）・耕藉（春に天子みずから祭祀用の穀物を作るために田を耕す儀式）の如きは、容に待つこと有るべし。大祀は郊社（郊祀）に如くは莫し（郊社に相当するほどのものはない）。[この郊社の天祀と地祀とは]、國初分祀し、十年後に合祀す。嘉靖九年（一五三〇）に又た分祀し、萬曆三年（一五七五）に又た合祀す。近ごろ又た分祀す。今、當に繁を刪りて簡に就くべし。宜しく國初の合祀の如くし、孟春の上辛日に於いて歲に一行すべし」と。旨有りて明年の正月を俟てとす（『國権』 卷一百二・「崇禎十七年六月己巳（十三日）」 条・六一一七頁）。

(〔崇禎十七年六月己巳(十三日)〕、南京禮部尚書の顧錫疇は、「郊祀や時享のいろいろな儀礼についてかきだして冊子にせよとの聖諭をうけたまわりました。臣(顧錫疇)が思いますに、祈穀・耕藉のような儀礼は、延期することができます。しかし、大祀のなかで郊社(郊祀)に相当するほどのものはありません。〔この郊社(郊祀)の天祀と地祀とは〕、国初に夏至と冬至に別々に祭祀するとしたものの、十年後には合わせて祭祀することになりました。嘉靖九年(一五三〇)にまた別々に祭祀することとし、萬曆三年(一五七五)になってまた合わせて祭祀することになりました。近年ではまた別々に祭祀しております。今は絶対に煩雑なものをさげ簡易なものとすべきです。そして国初の合祀のようにし、孟春の上辛日において一年に一度挙行すべきではないでしょうか」と述べた。旨(指示)があり、明年の正月になるのを待てとなった)

また、『南渡録』は、さらに具体的な禮部の提案をつぎのように伝えている。

〔崇禎十七年六月〕己巳(十三日)、詔もて郊祀の大典を議(提案)せしむ。

禮部〔つぎのように〕言う。「郊祀の分祭・合祭は、本朝の典制 先後同じからず。謹しみて按ずるに洪武二年(一三六九)十一月冬至に昊天・上帝を園丘に祀り、三年(一三七〇)五月夏至に皇地祇を方丘に祀る。之を行なうこと數年、風雨 時ならず。高皇帝(太祖洪武帝) 斷ずるに宸衷(帝王の気持ち)よりし、合祀の典を擧ぐ。迺ち即ち園丘の舊址もて壇と爲し、屋を以て之を覆うを命じ、大祀殿と名づく。洪武十年(一三七七)十一月丁亥、奉天殿に合祀するは、大祀殿の未だ成らざるを以てなり。十一年(一三七八)冬十月、工成り、禮部に命じて前代(3)の祭を去り、歳に止だ一祀とす。首春(正月)の三陽開泰(年の初めのめでたい)の時を以て毎歲親祀し、正月上辛を以て行禮す。十二年(一三七九)正月己卯、天地を大祀殿に合祀す。此れ高皇帝(太祖洪武帝) 釐正(改正)して允(公平)に定制と爲す者なり。文皇帝(永樂帝) 鼎を燕京に遷してより、恪守(忠実に守る)し未だ改めず。嘉靖九年(一五三〇)に至り、世廟 廷臣の議に従いて始めて改めて南北分祀を爲す。萬曆三年(一五七五)、閣臣張居正の疏を准けて復た合祀の禮に従う。今、中興の日、實に草昧の時なれば、繁を刪りて簡に就くが若くし、郊祀の大典 宜しく一に高皇帝(太祖洪武帝)の合祀の制を襲げ、孟春上辛に於いて歳に一つ舉行すべし。若し分祀の制を以てすれば、世廟(4)の更定よりす。統に惟うに裁斷(判断を下す)あらんことを」と。疏奏ありて、勅して廷議(朝廷で議論する)して具奏(上奏)せしむ(『南渡録』卷之一・「崇禎十七年六月己巳(十三日)、詔議郊祀大典」条)。

①『明史』卷四十七・志第二十三・禮一〔吉禮一〕に「凡天子所親祀者、天地・宗廟・社稷・山川(凡そ天子の親から祀る所の者は、天地・宗廟・社稷・山川なり)」。

(〔崇禎十七年六月〕己巳(十三日)、詔が出されて郊祀の儀礼について提案させた：禮部はつぎのようにいう。「郊祀における分祭・合祭についての本朝の儀礼は、先後異なっています。謹しんで考えますに、洪武二年(一三六九)十一月冬至に昊天・上帝を園丘に祀り、洪武三年(一三七〇)五月夏至に皇地祇を方丘に祀り〔別々に祭祀を行ない〕ました。數年の間、行なったのですが、時期はずれの風雨があり、高皇帝(太祖洪武帝)は、ご自身から判断を示されて〔別々に行なわず〕合祀の儀礼を舉行されました。そこで、園丘の舊址を壇とし、屋根で覆うようにお命じになり「大祀殿」と名づけられました。洪武十年(一三七七)十一月丁亥に奉天殿で天・地の郊祀をまとめてなされたのは、大祀殿がまだ完成していなかったからです。洪武十一年(一三七八)十月に工事が終わり、禮部にお命じになって前の別々に舉行した郊祀を止めて、一年にただ一度の祭祀とされました。正月の初めのめでたい時に毎年みずから祭祀して、正月上辛(正月上旬の辛日)に儀式を舉行されました。そして、洪武十二年(一三七九)正月己卯に天・地を大祀殿に郊祀されました。これこそ高皇帝(太祖洪武帝)が訂正になって公平に定制とされたものです。文皇帝(永樂帝)が都を燕京に遷されてからも、忠実に守って改めることはされませんでした。嘉靖九年(一五三〇)になって、世廟(世宗嘉靖帝)が廷臣たちの提案に従って、また変更されて南北分祀の郊祀を行なわれました。萬曆三年(一五七五)、閣臣の張居正の疏があり、また郊祀を一度に行なうようになりました。今、中興のこの時は、実に流動的な時期にあたります。煩雑なものをさげ簡易なものとするようにし、郊祀の儀礼はひたすらに高皇帝(太祖洪武帝)の制定された一度に行なう合祀の制度を承け、孟春上辛(正月最初の辛日)に一度だけにして舉行するのがよいかと思います。もしも、分祀の制度をなさるのであれば、世廟(世宗嘉靖帝)が変更なされた制度を用いるべきだ

と思います。切に裁断（判断を下す）されることを願ひあげます」と。この疏が提出されて、朝廷で議論して上奏せよとの指示が出された）

こうして、崇禎十七年十月二十二日に冬至の郊祀を止めて、正月に行なうことになった。

『國権』はつぎのようにいう。

〔崇禎十七年十月〕丙子（二十二日）、冬至の日の郊祀を停め、明年正月を俟つ（『國権』卷一百三・「崇禎十七年十月丙子（二十二日）」条・六一五八頁）。

（崇禎十七年十月丙子（二十二日）、冬至の日の郊祀を挙行しないことにし、次年の正月に行なうことにした）

『明季南略』は、冬至の郊祀を中止したことのみを記す。

〔崇禎十七年十月〕丙子（二十二日）、冬至の郊祀を停む（『明季南略』卷之二・「崇禎十七年十月丙子（二十二日）」条）。

（崇禎十七年十月丙子（二十二日）、冬至の郊祀を挙行しないことにした）

『南渡録』はさらに具体的に伝えている。

〔崇禎十七年十月丙子（二十二日）〕、弘光元年上辛（最初の辛日）日に於いて、〔郊祀の〕合祀の禮を行なうことを命ず。

是れより先、禮臣の顧錫疇 合祀を以て請ひ、已に奉けたる旨あり。是に至り、侍郎の管紹寧 署篆（禮部尚書代理となる）して、又た「合祀」（『賜誠堂文集』卷七・「合祀天地神祇疏」）を題〔請〕す。〔ところが〕票擬する者 愜（おろか）にして憶わざるなり。太常少卿の沈胤培（沈允培：浙江歸安の人。崇禎四年辛未科（一六三一）二甲二十六名の進士） 疏言するに「聖祖（太祖洪武帝）の合祀の禮の宜しく遵うべき者四あり。漢儒の董仲舒 曰く、郊嘗の正月上辛の日を以てするは、百神を先にして最前に居る所以なり、と。皇上（福王弘光帝）〔弘光に〕改元して肇めて祀り、〔禮 郊に行なわれて百神 職を受く〕。〔そして〕、泰壇もて事の精誠（まごころ）を昭らかにするを以てし、萬國 親（民の父母）を尊ぶ志氣を聳む。宜しく遵うべき者の一なり。周朔（周曆の年始）は建子（十一月：子月）なり。〔したがって周曆では〕、冬至の園丘〔での祭祀〕は、適に獻歲（新年正月）に當る。迎陽（冬至の祭祀）の報天（天を祭祀すること）を妨げず。我朝 夏正（正月を年の初めとする）に循うも、〔正月に〕地を天に先んじて祭るの嫌（まざらわしい）しきこと無くんばならず。今、歲首（正月朔日）の開泰（順調で安泰）の辰（時）を用い、天地を大報（あまねく祭祀する）の禮を行なうは、孔だ順に孔だ時し、宜しく遵うべき者の二なり。世宗（嘉靖帝）の遺詔に「原よりの郊祀等の禮は、各々祖宗の舊典を稽え、斟酌改正せよ」の文有り。故に穆廟（隆慶帝）の時、輔臣 獻議して曰く、歲ごとに合祀を一舉にし、一祖（太祖洪武帝）を奉じて以て並び配せば、太祖の更定の制に違ひ、世宗（嘉靖帝）未だ安からざるの情を體（踏襲）せん。蓋し分祀なる者は、一時の改創なり。而して合祀なる者は、我朝の通行なり。宜しく遵うべき者の三なり。南都 合祀の後より、北郊逆廢す。今、俗の稱する所の地壇は、乃ち山川壇にして地壇に非ざるなり。方澤を更建するは、功（工程）既に成し難し。而して分祀を合祀の所に濶舉すれば、禮を爲す所以に非ず。宜しく遵うべき者の四なり。況んや大壇は拱宸居に近く、遙かに陵脉に通づ。臣（沈胤培） 聖祖（太祖洪武帝）の在天の靈は必ず憑依して捨てざる者有るを知る。仰ぎて德音を霽發するを祈り、仍お合祀に違わん」と。疏 奏され、覆して之に従う（『南渡録』卷之三・「崇禎十七年十月丙子（二十二日）」条）。

①『春秋繁露』に「『春秋』之法、王者歳一祭天於郊、四祭於宗廟。宗廟因於四時之易、郊因於新歲之初……天者百神之君也、王者之所最尊也。以最尊天之故、故易歲更紀、即以其初郊。郊必以正月上辛者、言以所最尊、首一歲之事。每更紀者以郊祭首之、先貴之義、尊天之道也（『春秋』の法、王者は歳に一たび天を郊に祭り、四たび宗廟に祭る。宗廟は四時の易に因り、郊は新歳の初めに因る……天は百神の君なり、王者の最も尊ぶ所なり。最も天を尊ぶの故を以て、故に歳を易え紀を更むるに、即ち其の初めを以て郊す。郊は必ず正月上辛を以てするは、最も尊ぶ所を以て一歳の事に首とするを言う。紀を更むる毎に郊祭を以て之を首とするは、貴を先にするの義、天を尊ぶの道なり）」（『春秋繁露』郊義第六十六・「郊義」）。

②『禮記』禮運に「故禮行於郊、而百神受職焉（故に禮 郊に行なわれて、百神 職を受く：禮を尽くして郊祀が行なわれるならば、上帝はこれを喜び、列星の神もその職分を守って運行をたがえることがない）」。

③天を祭る壇。南郊にある。圜丘。『禮記』祭法に「燔柴於泰壇、祭天也（泰壇に燔柴するは、天を祭るなり：泰壇にしばを積んで、その上に玉と犠牲とを載せて焼くのは、天を祭るのである）」。

④『禮記』緇衣に「大雅曰、儀刑文王、萬國作孚（大雅に曰う、文王に儀刑し、萬國^{まこころ}孚を作す、と：文王の徳を手本として倣い行なえば、天下万邦は真実を尽くしてこれを敬い従う）。ただし、『詩經』大雅・文王には「儀刑文王、萬邦作孚（文王に儀刑し、萬邦^{まこころ}孚を作す：文王を手本として倣い行なえば、天下万邦も興って信じて従う）」とあり、「萬國」を「萬邦」に作る。

⑤『禮記』孔子問居に「〔人君が民の父母（親）となるには、五至と三無とを行なう〕、志氣塞乎天地。此之謂五至（志氣 天地に塞つ。此れを之れ五至と謂う：人君の志氣は天地に充滿する。これを五至という）」。

〔崇禎十七年十月丙子（二十二日）〕、弘光元年正月最初の辛日に郊祀の〔天・地を合わせた〕合祀の禮を行なうことを命じた：この指示の前、禮臣の顧錫疇が郊祀を天・地を合わせた合祀として行なうことを願ひ出て、すでに福王弘光帝の指示を得ていた。この時になって、侍郎の管紹寧が禮部尚書代理として、また合祀を願ひ出た。ところが、票擬する者がぼんやりしていて、そのこと〔の重要性〕を理解できていなかった。そこで、太常少卿の沈胤培が以下のように奏上した。それはつぎのようなものであった。聖祖（太祖洪武帝）がお決めになった合祀の儀禮は従うべきである理由が四つあります。漢の儒者の董仲舒は「郊祀を正月辛日に行なうのは、〔天が〕百神の先頭であって最前列におくためである」と言っています。皇上（福王弘光帝）にとっては「弘光」に改元されて、はじめての祭祀の儀禮ですが、「禮を尽くして郊祀が行なわれるならば、上帝はこれを喜び、列星の神もその職分を守って運行をたがえることがない」（『禮記』禮運）です。天を祭る泰壇で事の精誠（まごころ）をはっきりさせ、天下万邦が親（民の父母）を尊ぶという志氣に従わせることができます。これが従うべきである一つ目の理由です。周曆正月は、建子（十一月：子月）です。〔したがって周曆の〕冬至の圜丘での祭祀は、ちょうど獻歲（新年正月）になります。冬至の日に「天」の祭祀を行なうことに差しさわりのものではありません。ただ、わが明朝は〔正月を年の初めとする〕夏正の曆に従っているので、「地」を「天」に先じて祀るといふ紛らわしさがあるにはあります。しかし、いまの一年最初の順調で安泰な時に天地をあまねく祀る儀禮を挙行するのは、たいへん順当で時宜にかなっています。これが従うべき二つ目の理由になります。世宗（嘉靖帝）皇帝の遺詔に、「もともとの郊祀などの儀禮は、それぞれご先祖さまの〔決められた〕制度を考え、熟考して改め直すように」とあります。そこで、穆廟（隆慶帝）の時、宰相が建議して「毎年〔郊祀の〕合祀を一挙に行い、一祖（太祖洪武帝）を奉じてともに配置すれば、太祖洪武帝が変更された郊祀の制度に従うことになり、世宗（嘉靖帝）が不安視されたお気持ちを体现できることにもなります」と申しました。思いますに分祀というものは、一時的な改革です。合祀は、我が明朝の通行の制度になります。これが従うべき三つ目の理由になります。南京では、合祀の制度が行なわれるようになり、北郊は逆に廃止されました。いま人々がいう「地壇」は、「山川壇」であって、「地壇」ではありません。「地壇」として「方澤」を再建するのは、工事がもうやりにくくなっています。そのうえ〔天壇・地壇で別々に行なう〕分祀を合祀が行なわれる場所で挙行するならば、〔混乱したものとなり〕儀禮を行なう理由が損なわれてしまいます。これが従うべき四つ目の理由になります。まして「大壇」は「拱宸居」に近くて、はるか太祖洪武帝の陵墓の地脈に通じています。臣（沈胤培）は、聖祖（太祖洪武帝）さまの在天の靈は必ずこれを拠り所となさってお見捨てにならないと考えます。そこで、陛下のご指示を恵み発して、合祀に従われることを願ひあげます、と。疏文が提出されて、それに従うように回答が出された）

なお、管紹寧の「合祀天地神祇疏」に「十月二十二日」の聖旨が引用されている。それによると、天・地の郊祀は、翌年正月上辛に行なうことにし、冬至の天祀は、必ずしも行なわない。さらに、儀式を行なう大祀殿は修理すべきであるとした。そして、その修理について工部に意見を提出させている。

崇禎十七年十月二十二日に於いて奉けたる聖旨に、郊祀の大典は、宏（弘）光元年正月上辛に於いて祖制に違ひて合禮を行なうを准（許可）す。今年の冬至の祀典は必ずしも行なわず。〔大〕祀殿は應に脩理すべきのなり。工部 酌議（考慮して協議）して具奏（奏本を提出）せよ（道光十一年（一八三一）讀雪山房刻本『賜誠堂文集』卷七・「合祀天地神祇疏」・三葉）。

ただ、十二月二十七日になって、翌年の正月に行なわれる予定であった郊祀をその年の冬至にまで延期す

丁未（二十三日）、長至節（冬至）朝賀を受く（『國権』卷一百三・「崇禎十七年十一月丁未（二十三日）」条・六一六四頁：『明季甲乙兩年彙略』第二卷・「崇禎十七年十一月丁未（二十三日）」条・二十九葉も同じ）。

こうしたなか、十一月二十九日に福王弘光帝は、重病になったという。『明季南略』はつぎのように伝える。

〔崇禎十七年〕十一月二十九日、上（福王弘光帝）不豫（病気になる）となり、幾んど殆し。輔臣入りて候せんとするに、羣閹竊竊（こっそり）として指畫（事情を指で示す）する所有^①。良や久しくして乃ち退く。時に上（福王弘光帝）崇飲（皆で飲酒する）好内（女色に溺れる）し、權は羣閹に在り。田成最と爲す。大臣皆な之に因りて寵を固め、政は賄を以て成る。時語に曰く、「金刀^②（劉孔昭）割を試みる莫^③れ。長弓（張執中）早に上弦す。田（田成）に求めれば方に祿を得、馬（馬士英）を買えば即ち官と爲る」と。是の時、京中より來る者有りて云う、「閩人の張執中 年は僅かに十九なるも、上（福王弘光帝）最も之を嬖す。甚だ恣にし、諸臣見えんと欲するも得ず。即ち偶々出で見えるに、殊に驕倨たり。惟だ馬士英 登門すれば乃ち見ゆ。或いは一の清茶もて留む。〔馬〕士英即ち榮なること甚だしきを覺ゆ」と（『明季南略』卷之二・「時語」条）。

①『禮記』玉藻に「凡有指畫於君前，用笏（凡そ君前に指し畫く（何事かを指で描いて説明する）こと有れば，笏を用う）」。

②「劉」字は、「卯」・「金」・「刀（り）」から成っているのので、「金刀」で「劉」姓を表わす。『漢書』王莽傳中に「夫「劉」之爲字，卯・金・刀也（夫れ「劉」の字爲るや，卯・金・刀なり）」。

③『三垣筆記』に「誠意伯の劉孔昭等 入閣せんと欲し、且つ國初の徐中山王の中書右丞相と爲るの例を援かんとする。〔しかし〕此の帶銜（官職の兼任）は唐の郭汾陽の同平章事を兼ねるが如きにして實任に

ることとなった。『南渡錄』につぎのようにいう。

〔崇禎十七年十二月〕辛巳（二十七日）、明年の郊祀を冬至に改たむ。

御史の沈宸荃（浙江慈溪の人。崇禎十三年庚辰科（一六四〇）三甲二百三十三名の進士）言う、「祀天 緩（のばす）す可からず。前旨に違わんことを請う」と。不聽（そのままになった）（『南渡錄』卷之四・「崇禎十七年十二月辛巳（二十七日）」条）。

（〔崇禎十七年十二月〕辛巳（二十七日）、明年の正月に行なわれる予定だった郊祀を来年の冬至に行なうよう変更した：御史の沈宸荃が、「天」の祭祀は延期すべきではありません。前旨にお従いになるように願ひあげます」と言った。しかしそのままになった）

『聖安皇帝本紀』は、「天」を祭祀することを「南郊」として、つぎのようにいう。

〔崇禎十七年十二月〕辛巳（二十七日）、南郊を罷め、明年の冬至に改む。御史の沈宸荃 諫めるも聽かず（『聖安皇帝本紀』上）。

（〔崇禎十七年十二月〕辛巳（二十七日）、「南郊」の祭祀を来年の冬至に行なうよう変更した。御史の沈宸荃が諫めたものの、聞き届けられなかった）

このようにして、郊祀はずるずると延期されていった。ただし、その延期には福王弘光帝は関わりがなかったようだ。また、当時の福王弘光帝に対して批判的な人々も、この延期を福王弘光帝と結び付けて非難するようなことは行なわなかった。

非ざるを知らざるなり。後、輿論の許さざるを以て、馬輔士英も亦た欲せず、入相の謀は始めて [挫] 折す (『三垣筆記』下・弘光)。

(崇禎十七年十一月二十九日、上(福王弘光帝)は病気になり、病状は重かった。大臣たちが拝謁しようとしたところ、宦官たちはこっそりと事情を指で示して説明した。しばらくして、皆は退いた。もともと、上(福王弘光帝)は皆で飲酒し、女色に溺れていた。実権は、宦官たちにあった。その中でも太監の田成が最も力を持っていた。大臣たちは、この田成に頼って [上(福王弘光帝)との] 信頼を深め、政治は賄賂で左右された。当時、「金刀(劉孔昭) 割を試みる莫れ。長弓(張執中) 早に上弦す。田(田成)に求めれば方に祿を得、馬(馬士英)を買えば即ち官と爲る(誠意伯の劉孔昭は権力を得ようとするべきではない。若い宦官の張執中が早くから動いている。太監の「田」成に頼めば俸禄を得られるし、「馬」士英に投資すれば官員となれる)」と言われていた。この時期、南京からやってきた人がいて、「宦官の張執中は、まだわずかに十九歳であるが、上(福王弘光帝)は最も信頼していた。張執中は、たいそう自分勝手に振る舞い、臣下の者たちが目通りしたいとしてもできなかった。たまには目通りできたが、たいそう傲慢であった。馬士英だけは宮中に行けば目通りできた。ある時は、清茶を出して引きとどめた。馬士英はたいへん光榮であると思ったようだ」と伝えてくれた)

『國権』は、福王弘光帝の「不豫」を「幾んど殆し」とし、翌日の三十日に掛けている。

[崇禎十七年十一月] 甲寅(三十日)、上(福王弘光帝) 起居を愼しまず、幾んど殆し。輔臣 入りて候するに、羣閹 竊竊(こっそり)と指畫(事情を指で示す)する所有り。[そこで、良久々しくして乃ち退く……(『國権』 卷一百三・「崇禎十七年十一月甲寅(三十日)」条・六一六六頁)。

(崇禎十七年十一月三十日、上(福王弘光帝)は行ないを愼まなかったために危うくなった。大臣たちは面会してご機嫌伺いをすると、宦官たちがこっそりと事情を指で示して説明した。そこで、しばらくして退出した)

『國権』は、上(福王弘光帝)が行いを愼まなかったために、危険な状態となった、というのである。

しかし、福王弘光帝の「不豫」については、多くの史料を取捨選択して書かれたと言われる『南疆逸史』には記録がない。また『南渡録』や『罪惟録』にも言及がない⁴⁾。すると「不豫」と記しているものの、病状はそれほどではなかったかとも考えられる。

ただ、『明季南略』や『國権』が伝えるように福王弘光帝が重病になったのであれば、福王弘光帝を擁立したことで権力を掌握できた馬士英などは、非常に心配したと思われる。というのも、福王弘光帝には嗣子がいなかったからである。

淑女の選抜が急いで行なわれたことは、政権の後継者のこととも関わりがあるのではないだろうか。また、偽妃童氏が現れた当初、馬士英が童氏を本当の妃だと認めようとしたのも、童

氏が福王弘光帝との間に子供がいると述べていたからだと考えられる（拙稿「南明政権における童氏案について（1）」『経済理論』第397・398号・82頁～84頁参照）。さらに言うと、北來の僞太子が現れた時も馬士英は、この僞太子に興味を示す。これもやはり後継者について不安があったからではないだろうか。

このすぐ後、皇太后鄒氏は、十二月二十二日に、新宮の慈禧殿に移っている。『南渡録』・『金陵野鈔』によると、つぎのようにいう。

[崇禎十七年十二月丙子（二十二日）]、皇太后〔鄒氏〕新宮に移居し、命婦（後宮の女性）朝賀す（『南渡録』卷之四・「崇禎十七年十二月丙子（二十二日）」条：『金陵野鈔』一卷・「崇禎十七年十二月丙子（二十二日）」条は「新宮」を「興寧宮」に作る）。

（〔崇禎十七年十二月丙子（二十二日）]、皇太后鄒氏は新宮に移り、命婦たちが朝賀した）『明季南略』などは、命婦の朝賀は十二月二十六日に行なわれたとする。

[崇禎十七年十二月] 二十六庚辰、命婦 入りて賀す（『明季南略』卷之二・「十二月甲乙總略」条：『甲乙事案』卷上・『明季甲乙兩年彙略』第二卷・『明季甲乙彙編』卷之二も同じ）。（〔崇禎十七年十二月] 二十六日、命婦たちは〔興寧宮に〕行って〔皇太后鄒氏に〕お祝いを述べた）

『國権』も、命婦の祝賀を二十六日に掛ける。

[崇禎十七年十二月] 庚辰（二十六日）、命婦 入りて皇太后を新宮に賀す（『國権』卷一百三・「崇禎十七年十二月庚辰（二十六日）」条・六一七二頁）。

（〔崇禎十七年十二月] 庚辰（二十六日）、命婦たちは参内して皇太后鄒氏を新宮（興寧宮）で参賀した）

そして、福王弘光帝は二十四日に興寧宮（西宮）に御幸したと伝える。皇太后鄒氏が十二月二十二日に興寧宮（西宮）の慈禧殿に移ったので、慈禧殿に移った皇太后鄒氏に拝謁しに行ったと考えられる。すると、福王弘光帝の体調は皇太后鄒氏に拝謁できるまでに回復したのであるだろうか。

[崇禎十七年十二月] 戊寅（二十四日）、上（福王弘光帝）興定（寧）宮に御す（『聖安皇

4) 『明季南略』・『明季甲乙兩年彙略』は、福王弘光帝の不豫について記しているが同文である。

『甲乙事案』も『明季南略』などとほぼ同じことを伝える。

[崇禎十七年十一月] 癸丑（二十九日）、上（福王弘光帝）不豫（病気になる）たり。馬士英に大閱（大規模な閲兵）するを命ず。

上（福王弘光帝）の疾 幾んど殆うし。輔臣 入りて候せんとするに、羣閹 竊竊として指畫する所有り。良や久しくして乃ち退く。時に上（福王弘光帝）崇飲（皆で酒を飲む）好内（女色に溺れる）し、權は羣閹に在り。田成 最と爲す。大臣 皆な之に因りて寵を固め、政は賄を以て成る。人 之が爲に語げて曰く、「金刀（劉孔昭）割を試みる莫れ。長弓（張執中）早に上弦す。田（田成）に求めれば方に祿を得、馬（馬士英）を買えば即ち官と爲る」と（『甲乙事案』卷上・「崇禎十七年十一月 癸丑（二十九日）」条）。

帝本紀』上)。

(〔崇禎十七年十二月〕戊寅(二十四日)、上(福王弘光帝)は興定(寧)宮にお出ましになった)

『國権』は、この二十四日のこととして、本稿の「はじめに」(『経済理論』413号)で引用した董舎の『三岡識畧』に似たエピソードを紹介する⁵⁾。

[崇禎十七年十二月]戊寅(二十四日)、始めて興寧宮に御す。是の日、上(福王弘光帝)の意、憚^{よろこ}ばず。太監の韓贊周 其の故を請う。上(福王弘光帝)曰く、佳優を少^かく、と。[韓]贊周 地に伏して哭して曰く、臣(韓贊周)以爲らく先皇帝(崇禎帝)を思うとなす。[なのに]乃ち此の如きに至るか、と(『國権』卷一百三・「崇禎十七年十二月戊寅(二十四日)」条・六一七一頁)。

(崇禎十七年十二月二十四日、始めて〔改修された〕興寧宮(西宮)を訪れた。この日、上(福王弘光帝)の気分は楽しそうではなかった。太監の韓贊周は、そのわけを尋ねた。すると、上(福王弘光帝)は、「すばらしい役者がいないからだ」という。韓贊周は地に伏して哭して、「臣(韓贊周)は、先帝(崇禎帝)をお思いになって、気分がすぐれないのだと考えておりましたのに、このようなことをお考えだったとは」といった)

- 5) 諸書に記されることは、「優れた俳優がいなくて嘆いた」とし、ほぼ同じ内容を伝えている。

『明季甲乙兩年彙略』は、つぎのようにいう。

[崇禎十七年十二月]戊寅(二十四日)、上(福王弘光帝)興寧宮に居りて、忽然として上(福王弘光帝)色 怡^{たの}します。韓贊周 言う、「新宮なれば宜しく懼^{たの}しむべし」と。上(福王弘光帝)曰く、「梨園 殊に佳き者を少^かく」と。[韓]贊周 泣きて曰く、「臣(韓贊周)以て陛下(福王弘光帝)先皇帝(崇禎帝)を思うとす。[なのに]乃ち此の如きに至るか」と(『明季甲乙兩年彙略』第二卷・「崇禎十七年十二月戊寅(二十四日)」条・三十四葉；『明季甲乙彙編』(卷之二・「崇禎十七年十二月戊寅(二十四日)」条)は、「上色不怡」を「不怡」に作る以外は同じ)。

『新刻明朝通紀會纂』は、つぎのようにいう。

除夕、上(福王弘光帝)興寧宮に在り、色 忽ち怡^{たの}します。韓贊周 言う、「新宮なれば宜しく歡^{たの}しむべし」と。上(福王弘光帝)曰く、「梨園 殊に佳き者を少^かく」と。[韓]贊周 泣きて曰く、「臣(韓贊周)陛下(福王弘光帝)の令節を以てすれば、或いは皇考(福王弘光帝の父親の福王朱常洵)を思う、或いは先帝を念うとするも、乃ち此の想いを作さんや」と(『新刻明朝通紀會纂』卷之六・赧皇帝・十八葉)。

『棗林雜俎』は、表現を少し改めて記す。

……十二月、西宮(興寧宮)成り、日を卜して臨御す。上(福王弘光帝)色 怡^{たの}します。[韓]贊周 其の故を請う。上(福王弘光帝)曰く、「佳き優無きを奈何せん」と。[韓]贊周 泣きて曰く、「臣(韓贊周)意うに官家(福王弘光帝)先帝(崇禎帝)を思うと。[なのに]乃ち此の如き抱恨なるや」と……(上海圖書館藏清鈔本(『四庫全書存目』子部第一一三冊所取)『棗林雜俎』仁集・逸典・「從龍内臣」条・十三葉)。

『甲乙事案』は、日付が記されていないが、同様である。

上(福王弘光帝)興寧宮に居り、愀然として樂します。太監の韓贊周 言う、「新宮宜懼」と。上(福王弘光帝)曰く、「梨園 殊に佳き者を少^かく」と。[韓]贊周 泣きて曰く、「臣(韓贊周)陛下(福王弘光帝)の皇考(福王弘光帝の父親の福王朱常洵)を追思^{おも}すと請うのみ。[なのに]乃ち此の想いを作さんや」と(『甲乙事案』卷上)。

『明季南略』は日時を「除夕（おおみそか）」として、つぎのように伝える。

除夕，上（福王弘光帝）興寧宮に在りて，色 忽ち怡しまず。韓贊周 言う「新宮なれば宜しくたの權しむべし」と。上（福王弘光帝）曰く，「梨園 殊に佳き者をか少く」と。[韓] 贊周 泣きて曰く，「臣（韓贊周） 陛下（福王弘光帝）の令節（すばらしい節操）を以てすれば，或いは皇考（福王弘光帝の父親の福王朱常洵）を思う，或いは先帝（崇禎帝）をおも念うとするも，乃ち此の想いを作さんや」と。

【[韓] 贊周 泣きて對えるは，汲黯・魏徵の風有り。弘光（福王弘光帝）の此の想いは，東昏・后主の一輩に酷似す。辛亥（清・康熙十年：一六七一年）六月二十日，王館 書す】。

【『甲乙史』 此れを載せて二十四戊寅の事と爲す。予（計六奇） 按ずるに「令節」二字は，「除夕」に似たるを眞と爲す。故に之に従う。他書 俱に「新宮宜權」は，惟だ「宜權」字とす。「不怡」と相い應ずるに似たり】（『明季南略』卷之二・「韓贊周泣對」条）。
 （除夕（おおみそか），上（福王弘光帝）は興寧宮にお出ましになって，突然顔色が喜んでいないようになった。太監の韓贊周が，「興寧宮が新しくなったのですから，お楽しみになるべきです」といった。すると，上（福王弘光帝）は「役者たちに特に優れたものがない」という。太監の韓贊周は，泣いて，「臣（韓贊周）は，陛下（福王弘光帝）のすばらしいご信念からして，お父上（福王朱常洵）のこと，あるいは先帝（崇禎帝）のことを思っておられるのかと推察しておりましたが，このようなことをお考えでしたか」といった。【太監の韓贊周が泣いて申し上げたのは，汲黯・魏徵のような節操があったからである。福王弘光帝の思は，東昏（南朝齊の第六代皇帝の蕭寶卷）・後主（南朝陳の第五代皇帝の陳叔寶）の輩に酷似している】・【『甲乙史』には，このことを記して二十四日戊寅のことだとしている。予（計六奇）が思うに，「令節」二字は「除夕」に似た書き方をしているものを正しいとする。したがって，[令節]を「除夕（冬至の夜）」だとした。他書は「新宮宜權」をただ「宜權（宜しくたの權しむべし）」としている。これは，「不怡（たの怡しまず）」と相応じているように似ている】）

諸書ともに，福王弘光帝が楽しんでいないのは，「役者たちに特に優れたものがない」と思っていたからだという。

ところが，すでに引用した『三岡識畧』は，福王弘光帝が喜んでいなかったのは，
 ・・・・朕（福王弘光帝） 未だ此れを慮るに暇あらずわずら。擾う所の者は，后宮の寥落なり。廣く民家より選び，以て掖廷を充たさんと欲するを意う。惟だ諸卿 早に之を計れ，と・・・
 （致之（吳格）氏校点・新世紀万有文庫（第四輯）本『三岡識畧』卷一・「福王淫昏」条：遼寧教育出版社二〇〇〇年刊）。

（朕（福王弘光帝）は，こうした切迫した状況を省みるひまがない。困っているのは，后宮がひっそりしていることである。ひろく人々から妃候補を選び出して，妃たちの定員を充たすことを考えている。諸卿たちは早急にそのことを取り図れ）

として、後宮に適切な女性がないからだとする。

後の編纂であるが、『小腆紀年増攷』（咸豐十一年〔一八六一年〕に成る）は、このことを三十日に掛けて、つぎのように記している。

〔崇禎十七年十二月〕甲申（三十日）、明の福王（福王弘光帝）興寧宮に御す。

時に警報^{かき} 沓なり至る。王（福王弘光帝）除夕（三十日）に於いて興寧宮に御す。憮然（がっかりした様子）として怡^{たの}しまず。諸臣 進見して、「兵敗れ地^せ蹙まり、上（福王弘光帝）聖慮を煩わす」と謂う。王（福王弘光帝）曰く、「後宮 寥落たり。且つ新春の南部に新聲（新作の戯曲）無し」と。太監の韓贊周 泣きて曰く、「臣（韓贊周）陛下（福王弘光帝）の令節を以てすれば、或いは皇考（福王弘光帝の父親の福王朱常洵）を思ふ・先帝（崇禎帝）を^{おも}念うとするのみ。〔よもや〕、乃ち此の想いを^な作さんや」と（『小腆紀年増攷』巻第八・「順治元年十二月甲申（三十日）、明福王御興寧宮」条）。

〔崇禎十七年十二月〕甲申（三十日）に明の福王（福王弘光帝）は、興寧宮にお出ましになった：この時、警報が何度ももたらされた。王（福王弘光帝）は除夕（三十日）に興寧宮にお出ましになりがっかりした様子で楽しそうではなかった。臣下の者たちは、お目にかかり、「負け戦となり、領地を失い、上（福王弘光帝）を煩わせてしまいました」と述べた。すると、王（福王弘光帝）は「后宮がひっそりしている。そのうえ、新春の南京の都に新聲（新作の戯曲）がないことだ」という。すると太監の韓贊周は泣いて、「陛下（福王弘光帝）のすばらしいお考えをもってすれば、お父上の福王朱常洵のこと、あるいは先帝の崇禎帝のことを思っておられると臣（韓贊周）は推察しておりました。よもやこのようなことをお考えとは」と述べた）

そして「攷異」を付しているが日時の食い違いについてと太監の韓贊周・盧九徳は国家の事を考えていた人たちであるということを書き記すだけである。

攷に曰く、『聖安本紀』・『甲乙史（『明季甲乙兩年彙略』／『明季甲乙彙編』）』此を載せて「二十四日戊寅」の事と爲す。『釋史勘本』・『南畧（明季南畧）』は、某書を引きて皆な「除夕」の事と云う。『釋史』勘本は、「〔韓〕贊周泣對」と云わ^①ず。按ずるに『幸存録』^②に「韓贊周 四たび「乞休」を上疏し、盧九徳 殿上に慟哭す」と有り。是れ韓〔贊周〕・盧〔九徳〕は、〔悪評の〕張執中・田成の比に非ざるなり。附して之を^{しる}志し、以て後人に^つ白ぐ（『小腆紀年増攷』巻第八・「順治元年十二月甲申（三十日）、明福王御興寧宮」条）。

①都城瑠璃廠半松居士排字本『南疆釋史勘本』巻二・紀畧二・福王下・十四葉～十五葉に「勘本曰」としてこのエピソードが引用されるが、「韓贊周」の名前は挙げられず、「或對曰（或ひと對えて曰く）」とする。

②これは、いま通行する夏允彝の『幸存録』ではなく、息子の夏完淳作とされる『續幸存録』に見える。「其の間、大小の名流 相い繼ぎて告罷す。即ち官寺の人心有る者、如えは韓贊周は則ち四十疏もて乞休し、盧九徳は則ち殿前に^{ただただ}慟哭す。僅僅屈〔尚忠〕・田〔成〕・張〔執中〕の^{さんじん}三の乗筆〔太監〕及び外廷の大

臣は、國事を以て憂いと爲さず。日夜娛樂す。上（福王弘光帝）宮中に端拱（どっしりと居座る）し、後宮の子女 千を以て計う……」（『續幸存錄』南都大略）。

（攷異に曰く、『聖安本紀』・『甲乙史（『明季甲乙兩年彙略』／『明季甲乙彙編』）』は、このことを載せて、「二十四日戊寅」の事だとする。『繹史勘本』・『南畧（明季南畧）』は、某書を引用して、ともに「除夕」の事だとする。『繹史勘本』は、「[韓] 贊周泣對」とは記していない。考えるに、『幸存錄』に太監の韓贊周が四度にわたって辭職願を提出し、太監の盧九徳は宮中で慟哭したとある。すると、韓贊周・盧九徳は、[悪評ある] 張執中・田成などと同類ではないのである。この事を付して記して、後人に伝える）

ちなみに、孔尙任（字は聘之・季重、号は東塘・岸堂・云亭山人。山東曲阜の人。順治五年（一六四八）～康熙五十七年（一七一八）：孔子六十四世の子孫）が康熙三十八年（一六九九）に書き上げた戯曲『桃花扇』第二十五齣・「選優」で、こうした逸話を取り込んで、福王弘光帝が鬱々としているのは、「流賊の南下」・「軍勢が弱く糧秣不足」・「皇后が決まらない」・「潞王擁立の陰謀」を心配しているのではなく、「中興一代之樂（中興一代之芝居）」の「燕子箋」の役者が決まらないからだ、といわせている。

朕（福王弘光帝）論すに、你（阮大鍼）知道罷せよ。朕（福王弘光帝）貴きこと天子爲り、何ぞ求めて遂げざらんことあらんや。只だ你（阮大鍼）の獻ずる所の『燕子箋』は、乃ち中興一代之樂にして、太平を點綴する第一の要事なるに因る。今日正月初九なるに、脚色 尙お未だ選定せず。萬一に燈節を悞了すれば、豈に惱む可けんや（『桃花扇』第二十五齣・「選優」）。

（朕（福王弘光帝）は爾（阮大鍼）に申し聞かせる。朕（福王弘光帝）は貴くも天子である。どうして求めてもできないものがあるか。ただ、爾（阮大鍼）が獻じた『燕子箋』は、中興一代之戯曲で、太平の世を飾るのに、最も大切なものである。なのに、今日は正月九日になっている、役者もまだ決まっていない。万が一にも十五日の燈籠節に[うまく上演できず] 失敗してしまうのではと、どうして気に病まないことがあるか）

なお、これは戯曲のことであり、弘光元年（順治二年）正月九日の出来事としている。

（つづく）